

# 平成30年度 予算事業説明シート

<b>事務事業名</b>	農業委員会運営事業	<b>新規/継続</b>	継続事業	<small>事務事業の総点検の整理番号</small>	4505001000-001				
		<b>予算所管課</b>	農業委員会事務局						
		<b>連絡先</b>	(078)918-5063						
<b>関連予算科目</b>	<b>会計</b>	一般会計	<b>事業所管課</b>						
	<b>款</b>	農林水産業費	<b>連絡先</b>						
	<b>項</b>	農業費	<b>自治/法定</b>	自治+法定	<b>開始年度</b>	昭和 27 年度			
	<b>目</b>	農業委員会費	<b>根拠法令・要綱等</b>	農地法・農業委員会等に関する法律等					
	<b>事業</b>	農業委員会運営事業							
<b>施策分野</b>			<b>実施方法</b>	直営	○	補助・助成		その他	
<b>個別計画</b>				委託		指定管理			

<b>事業の目的・目標</b>	<b>目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）</b>				
	明石市内の農地と農業者を対象として、 ①農業生産力の向上と農業経営の合理化を進め、農業者の地位の安定・向上を図る。 ②農地の転用を規制する。				
	<b>成果指標</b>				
	<b>指標名</b>	<b>考え方・定義・式</b>	<b>目標年次</b>	<b>単位</b>	<b>目標値</b>
	耕作放棄地の解消面積	農地パトロール、農業委員等による指導により、解消された耕作放棄地の面積	平成30年度	ha	0.9
<b>事業内容</b>	<p>①農業委員会を毎月開催する。各回の開催にあたり議案審議に伴う現地調査を行う。</p> <p>②農地の権利移動 平成28年度 19件 11,005㎡ 平成29年度 14件 25,565㎡(平成30年1月末日現在)</p> <p>③農地の転用 平成28年度 197件 108,787㎡ 平成29年度 148件 90,396㎡(平成30年1月末日現在)</p> <p>④諸証明 平成28年度 83件 平成29年度 81件(平成30年1月末日現在)</p> <p>⑤農地パトロールの実施 平成28年度 8月、9月に実施。前年度末に遊休農地であった0.4haについては、すべて解消したが、新たに0.2haの遊休農地が発生した。 平成29年度 8月、9月に実施。前年度末に遊休農地であった0.2haについては、すべて解消したが、新たに0.9haの遊休農地が発生した。 是正改善等を要する不耕作地の所有者(耕作者)に指導中。 平成30年度 8月、9月に実施予定。</p> <p>⑥事業目標の設定 平成21年度に、農林水産省の指示により事業目標を設定し、これに沿った取組みを行うため「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定し、平成22年度以降、計画の点検・評価及び当該年度の計画を策定した。平成28年4月1日農業委員会等に関する法律が改正されたが、それに基づく農林水産省の指示により、平成30年度も当該年度の行動指針たる目標の設定と、前年度の点検・評価を行う。</p> <p>⑦今後の取組み ・上記のこと、継続して実施する。 ・農地利用最適化推進委員と農業委員が以下のことを連携して行う。 (1) 担い手への農地の集積・集約化。 (2) 耕作放棄地の発生防止・解消。 (3) 新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導等。 ・農地管理事務を効率的に遂行するため、農地台帳システムの有効活用を図る。</p>				

事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				29年度人員配置(人)			
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	正規	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	その他	
28決算	12,924	38,400	51,324	2,042	0	217	49,065	正規	4.00	ｱﾙﾊﾞｲﾄ	0.00
29当初予算	12,257	39,200	51,457	1,843	0	230	49,384	再任用	2.00	その他	0.00
30当初予算	11,768	39,200	50,968	1,846	0	240	48,882	任期付	0.00	合計	6.00

区分(節)	内容	金額	区分(節)	内容	金額
	旅費	232		旅費	248
	交際費	60		交際費	60
	需用費	525		需用費	506
	委託料	162		委託料	162
	その他	550		その他	674
<b>合計(A)</b>		12,257	<b>合計(B)</b>		11,768

<b>予算増減(B)-(A)</b>	-489	<b>主な理由</b>	農業委員会等に関する法律の改正に伴う新体制への移行による委員定数の減による委員報酬の削減のため。
--------------------	------	-------------	--